

SATによる高額納税者の 過年度税負担率の公表について

KPMG in Mexico

本ニューズレターにおいては、2021年6月13日にメキシコ税務当局 (SAT) のホームページにおいて公表された「過去4年間 (2016年～2019年) における自動車産業等のセクターに属する高額納税者 (“Grandes Contribuyentes”) の税負担率」の概要について解説いたします (実際のSATによる公表内容につきましては、以下のリンク先をご参照ください)。

[Tasas efectivas de ISR de Grandes Contribuyentes](#)

今回公表された税負担率のデータは、SATが選んだ一部の対象セクターに属する高額納税者 (“Grandes Contribuyentes”) の納税額をもとに算出され、合計40業種におよぶものとなっております。対象セクターとして在メキシコ日系企業の多くが属する自動車産業セクターが含まれていることは注目に値します。

この公表自体、納税者である我々にとって同業他社がどの程度の税金を実際に納めているのかを判断する目安として使う目的においては非常に有益な情報であると言えます。一方、SATが当該税負担率を業界ごとの税負担率のベンチマークとして使用し、この税負担率を下回る企業に対して Invitation letter という形での説明要求や税務調査に入る要因として利用する可能性が高く、今後はより一層税務リスクについて意識を向ける必要が出てくると考えられます。

SATによる高額納税者の過年度税負担率の公表について

1. 連邦税法典第33条について

2021年6月13日にSATにより行われた高額納税者 (“Grandes Contribuyentes”) (注) に関する税負担率のデータ公表は、2021年税制改正において新たに導入された連邦税法典 (“CFF”) 第33条に基づく措置として実施されています。

同法第33条の規定は、以下のとおりとなります。

CFF第33条

「税務当局が自己の権限を行使するにあたり、I. 納税者に対して無償でのサポートを行うこと、すなわち、所得税法上、納税者が行う経済活動や属するセクターにおける利益率について、最終利益、損金コンセプト、実効税率などのパラメーターを使用することで定期的に周知させること、この情報は納税者が自己の税務リスクを図る目的で使用され、税務当局による税務調査を待たずに納税者の自主的なコンプライアンス遵守を促し必要に応じて修正申告を行える機会を与える」

(注) SATが規定する高額納税者 (“Grandes Contribuyentes”) とは、同省内規第28条で規定されており、その第3項において「前年度申告された益金の合計額が1,250百万MXN以上の納税者」と定められています。なお、この区分に属する納税者はメキシコシティのSAT本庁管轄となります。

2. 公表の概要

上述の法令を根拠とした今回のSATによる税負担率の公表の概要は、以下のとおりとなります。

■ 公表された税負担率の概要

SATは、公表の対象となるセクターに属する高額納税者が、過去4年間（2016年～2019年）に実際に納税した金額をもとに算出した税負担率を年度ごとに公表しています。対象セクターとして取り上げられているのは、以下の表に記載の5つのセクターとなります。また、それぞれのセクターは製造・卸売販売・小売販売などの業種ごとに細分化されており、合計40業種の税負担率が今回公表されています。なお、SATは対象となるセクターを今後拡大していくことを予定しています。

No.	セクター	含まれる業種の数
1	金融・保険セクター	7業種
2	鉱業セクター	4業種
3	医薬品、化粧品・フレグランス等の医薬・日用品セクター	6業種
4	鉄鋼・非鉄金属・金属製品セクター	9業種
5	輸送機セクター	14業種
	合計	40業種

■ 税負担率の計算方法

税負担率は、以下の計算式により算出されており、大まかに言うと売上高税金負担率と行うことができるかと思えます。

$$\text{税負担率 (\%)} = \text{納税額} / \text{税務上の益金額}$$

SATは高額納税者が過去に提出している税務申告書、Tax Report (“Dictamen Fiscal”)、CFDI（デジタルインボイス）、Pedimento（輸出入通関申告書類）などの税務情報をもとに税負担率を算出しているとコメントしています（なお、当然に計算根拠に関するSATからの詳細データの発表はございません）。

■ 当該税負担率に対するSATの考え方

SATは今回公表した税負担率を各業種での高額納税者が負担すべき平均値と考えており、当該税負担率を下回る企業は、税務コンプライアンスを遵守していない、税務リスクが高い企業であると考えています。また、SATは、そのような企業はコンプライアンス遵守に問題がある中で低い税負担になっているのではないかと考え、然るべき修正申告を自主的に行うことを推奨しています。

3. 日系企業に関連する業種での税負担率の詳細

上述の40業種のうち、在メキシコ日系企業に関連する業種の税負担率は、主に次のとおりとなります（SATから公表されている詳細な税負担率は、リンク先をご参照ください）。

業種	2016	2017	2018	2019
商業銀行	6.04%	5.12%	6.04%	5.33%
損害保険会社	4.97%	4.96%	4.71%	5.23%
鉄鋼製品の成形加工	4.58%	4.58%	4.69%	4.47%
鉄鋼以外の金属成形加工	3.33%	3.63%	3.32%	4.50%
自動車・トラックの製造、組立	1.00%	1.00%	1.32%	1.39%
自動車用エンジン部品の製造	5.36%	3.98%	4.49%	3.98%
自動車用電子部品の製造	4.47%	3.95%	3.44%	3.95%
自動車用ステアリング、サスペンションの製造	3.96%	3.68%	3.55%	3.69%
自動車用ブレーキの製造	3.16%	2.72%	2.67%	3.26%
自動車用トランスミッションの製造	3.14%	3.51%	3.41%	3.42%
自動車用シートの製造	2.26%	2.08%	2.05%	2.17%
自動車リテール販売（車両価格が150,000MXN超のもの）	1.45%	1.27%	1.32%	1.15%

[\(Tasas Efectivas de ISR de Grandes Contribuyentes \(pdf\)\)](#)

繰り返しとなりますが、SATは、「当該税負担率を各年度で下回る高額納税者」を税務リスクの高い企業であるとみなし、該当する企業は自主的に自社のコンプライアンス遵守状況を確認し、必要に応じて然るべき修正申告を行うことを推奨している点、改めて強調いたします。

4. 企業が取るべき今後のアクションおよび留意点

上述のとおり、SATは、各業種における税負担率を下回る企業を税務リスクが高い企業と見做していることから、当該指標は今後当局からの税務調査が行われるリスクを評価するにあたって非常に重要なものになると考えられます。したがって、自社の税負担率を過去の年度ごとに当該指標と比較し、当該指標を下回っている場合はその原因分析を実施することで当局に対する説明資料を準備し、将来起こり得るSATによるInvitation Letterや税務調査に備えることが推奨されます。なお、今回公表された税負担率は対象となるセクターおよび業種に属する高額納税者に関するデータに基づいて算出されていること、および、SATとしても徴税強化を効果的かつ効率的な方法で実現したいと考えていることから、まずは税負担が大きいはずである、高額納税者を対象に当該税負担率を用いてInvitation Letterや税務調査の対象企業を選定するやり方を採用する可能性が高いと考えられます。したがって、今回公表された税負担率を下回る高額納税者は特に税務リスクについて意識する必要があると考えられます。自社が高額納税者に該当する企業の皆様はこの指標を御社が満たしているかどうかを至急確認しておくことを推奨します。

一方、SATによる税負担率の算定根拠の詳細は定かではありませんが、今回SATにより公表された税負担率の平均値はかなり高いという印象があります。例えば、自動車製造における2016年度における1.00%の税負担率は、約3.3%の税引前当期純利率（売上高に対する税引前当期純利益の比率）がないと達成できない水準となっています（売上高が税務上の益金、税引前当期純利益が課税所得と同じと仮定した場合に、税負担率を法人税率30%で割り返すことで算定）。また、自動車部品製造の場合、どの年度でも当該税負担率は2~6%の間で定められており、例えば3%の税負担率を達成するためには10%の税引前当期純利益率がないと達成できない水準となっています（前提は、自動車製造と同様）。したがって、今回公表された税負担率が当該業種において税務コンプライアンスを遵守している企業が達成すべきベンチマークとされ、SATからそれを達成できない理由を問われた場合、回答することが非常に難しい状況に陥ることが容易に想像されます。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., Sociedad Civil Mexicana y firma miembro de la organización mundial de firmas miembros independientes de KPMG afiliadas a KPMG International Limited, una compañía privada inglesa limitada por garantía. Todos los derechos reservados.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.